

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼稚園使用料の還付の決定		
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 37 号）第 9 条第 2 項ただし書		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年教委規則第 9 号）第 23 条		
	基 準	規則第 23 条に定めるところによる。 （使用料の還付） 第 23 条 条例第 9 条第 2 項ただし書の規定により使用料を還付する場合において、その還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 条例第 9 条第 2 項第 1 号に該当する場合及び使用の日の前日までに使用許可の申請の取消しを申し出た場合 既納の使用料の全額 （2） 使用の日の前日までに使用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額		
	設定年月日	平成 12 年 12 月 19 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～10 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 日（機関名 ） 処分機関 10 日		
	設定年月日	平成 12 年 12 月 19 日	最終変更年月日	
備 考				